

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

ワンストップ特例制度は、別紙の申請書（第五十五号の五様式）を提出することにより、確定申告が不要となる制度です。

令和5年寄附分の申請書受付は、令和6年1月10日（必着）までとなります。

◆対象となる方（以下の条件を全て満たす方）

- ① サラリーマンなど給与のみの所得者や年金のみの所得者など、確定申告をする必要のない方
※確定申告を行わなければならない自営業者等や、医療費控除等のために確定申告を行う方は、対象になりません。
- ② ふるさと納税をする自治体が5団体以下である方
※1月1日から12月31日までの間に、6団体以上の自治体にふるさと納税をする方は対象になりません。

対象となる方は下記をご覧ください。

◆提出書類

- ① 申請書（第五十五号の五様式） ※同封しています
- ② 以下のA～Cのいずれかの書類 ※全て写しを添付してください。

A	マイナンバーカード（顔写真付）の <u>両面</u>
B	住民票（個人番号付）※ + 運転免許証またはパスポート
C	住民票（個人番号付）※ + 健康保険証と年金手帳など、公的書類2点以上

マイナンバーと本人確認のために必要です。

※記載された住所に変更が無い場合は「番号通知カード」に替えることができます。

<提出前に確認をお願いします！>

本人確認書類（A～Cのいずれか）は同封しましたか？

◆提出先

〒034-8615
青森県十和田市西十二番町6番1号
十和田市役所 とわだ産品販売戦略課 宛

切り取り